

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	重度心身障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、重度心身障がい者医療費助成事務での特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障がい者医療費助成事務に関する事務
②事務の概要	<p>南相馬市は、南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例(平成18年南相馬市条例第121号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格登録に関する事務(申請に基づき、手帳情報や加入医療保険内容等による審査と受給者証の交付)②資格変更に関する事務(住民票異動や加入医療保険及び障害者手帳情報等の登録情報変更に伴う事務) ③給付に関する事務(受給者等からの医療費支給申請書受付、審査、支払及び医療機関等の受診情報に基づく審査、支払)</p>
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 共通基盤システム(庁内連携システム) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号。以下「条例」という。)第4条別表第2 1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ・条例第4条別表第2の表 1の項 ・南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(令和2年南相馬市規則第13号)第3条別表第2 1の項 (2)情報提供の根拠 なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所: 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話: 0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail: somu@city.minamisoma.lg.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号975-8686 南相馬市役所復興企画部デジタル推進課 住所: 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話: 0244-24-5213 ファックス0244-24-5214 E-mail: digital@city.minamisoma.lg.jp
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	南相馬市は、南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例(平成18年1月1日条例第121号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格登録に関する事務(申請に基づき、手帳情報や加入医療保険内容等による審査と受給者証の交付)②資格変更に関する事務(住民票異動や加入医療保険及び障害者手帳情報等の登録情報変更に伴う事務) ③給付に関する事務(受給者等からの医療費支給申請書受付、審査、支払及び医療機関等の受診情報に基づく審査、支払) ②事務の概要 南相馬市は、重度心身障がい者医療費の助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	南相馬市は、南相馬市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例(平成18年南相馬市条例第121号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給資格登録に関する事務(申請に基づき、手帳情報や加入医療保険内容等による審査と受給者証の交付)②資格変更に関する事務(住民票異動や加入医療保険及び障害者手帳情報等の登録情報変更に伴う事務) ③給付に関する事務(受給者等からの医療費支給申請書受付、審査、支払及び医療機関等の受診情報に基づく審査、支払) ②事務の概要 南相馬市は、重度心身障がい者医療費の助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第2項 2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月28日条例第28号) 第4条、別表第2第1項	1. 番号法第9条第2項 2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号。以下「条例」という。)第4条別表第2 1の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号及び南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(1) 情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ・条例第4条別表第2の表 1の項 ・南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(令和2年南相馬市規則第13号)第3条別表第2 1の項 (2) 情報提供の根拠 なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理